

令和 5 年 第 3 回

伊根町議会定例会会議録

令和 5 年 9 月 20 日（第 2 号）

伊根町議会

令和5年第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和5年 9月20日 水曜日									
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール									
開閉の日時 及び宣告者	開 議	令和5年 9月20日 9時30分		議 長	佐 戸 仁 志					
	散 会	令和5年 9月20日 11時21分		議 長	佐 戸 仁 志					
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠				
	1	上辻 亨	○	6	大谷 功	○				
	2	長谷川貴之	○	7	和田 義清	○				
	3	松山 義宗	○	8	濱野 茂樹	○				
	4	向井久仁子	○	9	佐戸 仁志	○				
	5	山根 朝子	○							
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠				
	町 長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	石野 靖	○				
	副町長	上山 富夫	○	地域整備課長	橋本 利将	○				
	教育長	岩佐 好正	○	教育次長	増井 和彦	○				
	総務課長	鍵 良平	○	会計管理者	中川 雅貴	○				
	企画観光課長	千賀 和孝	○							
	住民生活課長	森田 連三	○							
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	嘱託職員	井 上 康子	○				
会 議 錄 署名議員	3番	松山 義宗		7番	和田 義清					
議事日程	別紙のとおり									
会議に付 した事件	別紙のとおり									
会議の経過	別紙のとおり									

令和5年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和5年9月20日 (水)
午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第65号 令和4年度伊根町歳入歳出決算認定について
(質疑)

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 65 号 令和4年度伊根町歳入歳出決算認定について
(質疑)

会議の経過

令和5年9月20日(水)
午前 9時30分 開議

◎ 開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

一昨日、昨日に降りました豪雨で、すっかり猛暑の真夏から秋が深まったように思います。きつかった体調も、これからは楽になっていくと思われます。

本日の決算認定質疑、活発な議論をよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

3番、松山 議員

7番、和田 議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いしたいと思います。

◎ 日程第2 議案第65号

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、議案第65号 令和4年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

初めに、質疑区分についてお諮りします。

慣例により、一般会計歳入歳出決算の歳入全般を一区切りとします。一般会計歳入歳出決算の歳出のうち、1款議会費から7款商工費までを一区切りとします。次に、8款土木費から14款予備費までを一区切り、合計3区切りとして、質疑をお願いしたいと思います。

特別会計は、国民健康保険特別会計で、まず事業勘定歳入歳出決算を一区切りといたします。次に、伊根診療所勘定歳入歳出決算並びに本庄診療所勘定歳入歳出決算を一括して一区切りとします。合計2区切りで質疑をお願いしたいと思います。

その他の特別会計は、会計ごとに区切って質疑をお願いしたいと思います。

以上のような区分で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしのようですので、そのような区分で質疑を行います。

それでは、最初に、一般会計歳入歳出決算の歳入全般を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に、一般会計歳出の1款議会費から7款商工費までを対象として質疑を行います。質疑はありませんか。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 決算付属書では17ページ、2款総務費であります。5番の予約型乗合交通いねタクが令和4年4月1日から運行されておられます。住民の方から、いねタクのよい評判も聞いておりますが、運行に当たって、安全運転、安全走行で運行されておると思いますが、運行されてから、乗車拒否をされたような事例はないでしょうか。あればお聞きしたいです。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） ご質問の回答ですけれども、昨年1年間におきまして、乗車拒否につきましては1件、乗車拒否を行っております。乗車拒否をした理由といたしましては、不衛生を要因としたもので、即乗車拒否をしたものではなく、清潔な服装の着用を再三お願いし、保健師

等にも相談をいたしまして、そういったことができる方であるという確認を取った上で乗車拒否をさせていただいたものでございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） 上辻議員に関連する質問なんですけれども、予約型乗合交通の運行に当たりまして、乗車人数は現在も順調に推移しており、大変喜ばしいことであると思っております。

先日、全協のほうで、1運行当たりの乗車人数2.00を目標にしていると聞きましたが、目標2.00に向けた方策等あればお聞きしたいというのが1点と、先日もございました高齢者等避難、避難指示など避難情報が発令した場合に、いねタクの乗車予約が集中することも考えられるんですが、そういったことを想定した運行対応は計画的なものがあるのかお聞きします。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 1運行当たりの乗車人数2.00を目標とさせていただいておりますが、これにつきまして、何か方策はということですけれども、まず具体的な方策があるわけではございません。どちらかといいますと、住民利用のほうが1運行当たりの乗車人数が少ない状況でありまして、この数字を上げるために乗合を増やす必要があるんですけれども、なかなか乗合を嫌がられる利用者の方もおりますので、現状、目標は2.00ですけれども、何か特段方策をというところはまだないというのが現状でございます。

参考までですけれども、今年度の8月までの1運行当たりの乗車人数については、1.91まで上昇しております。

災害時の避難状況の際ですけれども、これも特段、何か対策をするということではなく、通常運行の中で、いねタクは走らせていただきたいと思いますし、仮に乗車ができないとか、そういうことがあれば、またそれは防災担当課のほうと相談して、今後詰めていきたいと考えております。

前回、避難情報を発令させていただいたときには、特段混雑はございませんでした。

○議長（佐戸仁志君） ほかに。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 同じくいねタクで、関連して質問させていただきます。住民の利用時間帯によって、大変窮屈な時間帯とか余裕のある時間帯というのがあるのかなと思うんですが、そこら辺について、ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思っております。あわせて、窮屈な時間帯に1時間ほど待ってくれとか、そういうことがあったのかどうかお聞かせ願います。

それと、町外の人の乗車というのはどれくらいあったのかというのが分かれば教えてください。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、いねタクの稼働状況ですけれども、ご存じのことだと思いますが、いねタクにつきましては、平日の7時45分から17時までが2台体制、17時から21時までが1台体制で運行しており、土日・祝日は全ての時間、1台での運行を行っているところでございます。

ご質問のお忙しい時間はとのことですが、一番忙しいのは、スクールの運行と診療所への受診が重なります運行開始から9時台、それから、午前中につきましては、どの曜日もコンスタントに予約をいただいている状況となっております。比較的余裕がある時間につきましては、曜日にもよりますけれども、13時から15時台の利用が少し余裕があるようでございます。17時以降につきましては、主に観光利用と思われる方々の宿泊施設から飲食施設への移動に利用いただいており、混雑状況につきましては、日まちまちといったような状況でございます。

それから、乗れなかつたというところなんですけれども、オペレーションのほう、電話予約のほうではそういったことがございまして、違う時間をご案内したり、振り替えることが可能かということをお問い合わせの上、対応させていただいているというのが状況でございます。

次に、町外者、観光利用かと思われる利用の状況はというところなんですけれども、町民の利用と観光利用につきましては、明確に区分して乗車記録を取っているわけではありませんので、いねタクにおける観光利用の割合というのは算出をしておりません。ただ、令和4年度におきましては、エネ高事業におきまして、8月から1月にかけて、いねタクの動向分析・調査を実施いたしましたので、その調査結果によりますと、観光客の利用割合は13%から21%、6か月の平均で16.9%となっているところでございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 予約型乗合交通の運行につきましては、先ほど来、議員の皆さんにおっしゃっているとおりでございますし、利便性と町内雇用、従来の伊根バスでは1, 200万円から1, 300万円の欠損補助をしていたことからも、費用対効果がすばらしく、伊根町が誇るべき事業だというふうに認識しております。また、1便当たりの平均乗車人数も1. 81、これ、この間説明いただいたから全国の資料も取り寄せまして、調査させていただきましたが、本当にすばらしい数字だと思っております。また、担当者のご努力により、観光客や外国人利用者向けの広報活動もするなど、着実に成果が上がっている事業だと思っております。

その中で一つ懸念しておりますのが、今後のシステム更新等を鑑みまして、ウェブからの予約利用促進が必要だと考えますが、その策についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） ウェブシステムにつきましては、主に観光利用を想定して用意をさせていただいております。以前もちょっと説明をさせていただいたかも分かりませんけれども、今年度、外国語対応のほうをウェブ利用システムのほうで、メーカーのほうで行っていただける予定になっておりまして、それがリースできれば外国語利用もスムーズになると思いますし、今後、観光利用のほうが進むんじゃないかなと思っているところでございます。

その他につきましては、今後また、いろんなご意見をいただきながら、策を考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 決算付属書の16ページ、地方バス路線運行維持補助金でございます。決算では輸送人員が減少しておりますが、コロナ禍後、大きく増員しております。

来年度のことを見据えまして質問させていただきますが、高齢者の方が乗車時間によっては、満席で座れない、立ったままというケースも出てきております。この路線は生活交通路線でもあることから、増便等の対策も検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 令和4年の移動制限の緩和、水際対策の緩和以降、全国的にも観光客は増加しております、伊根町にも同様、多くの来訪者が訪れられております。路線バスもその需要によりまして、輸送人員が増加し、喜ばしいところではございますが、議員おっしゃられるように、そういった懸念もございます。運行事業者によりますと、地元住民に少なからずご迷惑かけているという状況が出ているということも把握しております。

増便対策が必要ではないかというご質問ですけれども、事業者におきましても、増便を含めたダイヤ改正等を検討したいと考えているところのようですが、運転手不足という大きな課題がありまして、それを解決しないと増便対応等はできないというのが現状のようです。課題は認識しているものの、有効な対策はちょっとないというのが現状となっているようでございます。

○議長（佐戸仁志君） 3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） いねタクのほうが大変評判がよくて、うれしい限りなんですが、バッテリーの消耗ですね。それがちょっと懸念されるなと思うんですが、行政側としては、どれぐらいの耐用年数で、何台ぐらいをそろえようというふうにお考えなのか。また、今ある車をどれぐらいの時期に更新というふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） EV車のバッテリー、ご懸念いただいているように、冬場になりますと、やはりちょっときついかなというところはございます。日産の車両を使用させていただいておりますが、この車両は生産中止になっておりまして、現在、市場で新車を調達することはできず、伊根町のほうも中古車両のほうで調達をしておりますので、法定耐用年数でいいと、これは2年という扱いになります。

今後なんですかけれども、インターネット等を見ますと、各社が新たにEV車両を導入されるということも報道されておりますので、少し待ちながら、いい車両を確保したいというのが現状でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 19ページ、ふるさと応援事業についてお伺いいたします。

旅先納税、旅行先でふるさと納税ができる、海の京都DMOがされている事業がありますが、この事業について、旅先納税の利用者数、また金額についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 旅先納税につきましては、令和4年10月から寄附募集を開始いたしました制度でございまして、10月から3月の実績で21件92万円の納税を頂いております。参考までに申し上げますと、令和5年度につきましては31件127万5,000円と、順調に増加をしている状況でございます。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 今後を考えますと、旅先納税、本当に増えしていくんだろうなというふうに思っておりますし、ぜひ町としても積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ふるさと納税について、もう一点ご質問させていただきます。

漠然とした使途ではなく、クラウドファンディング型の使い道をより具体的に、プロジェクト化の導入もできるよう条例では規定されておりますが、そこで、例えば地域公響プロジェクト交付金事業で実施していた野室のちょいすみプロジェクトや滝山保勝会等をはじめとする地域団体への新たな支援策として、そういった団体から使途が明確に提案・提示された場合、そのプロジェクトに共感した方々から寄附を募る仕組みとしてふるさと納税を活用することも、利用者目線で必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 伊根町ふるさと応援基金条例につきましては、第2条第3項において、町長は個別の施策を指定して寄附募集をすることができるという規定がありまして、以前、犯罪ゼロのまち事業というのを指定して寄附募集をしたことがございます。

議員おっしゃられるように、使途を指定してというのは大変重要なことだと思いますが、現在、ふるさと納税につきましては、制度的に買物要素が特に強くなっていると感じるところもございます。地方自治体が財源を確保する大きな手段となっていることは事実でございますので、今後も伊根町に納税がしたいと思っていただけるように、返礼品競争だけでなく、おっしゃられたようなプロジェクト的な事業を用意することで、使途に共感された方が伊根町を選んで寄附していただけるように、積極的な活用を検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐戸仁志君） 3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 決算付属書の18ページです。定住促進事業の中で、伊根町空き家情報管理システム構築業務というのが473万円ですね。それにサーバー代を含んで500万円ぐらいになるんでしょうか。

現在これは、ホームページ上で運営しているものですかね。発注の範囲であったりとか、例えばサーバー、あるいは位置情報のリンク、それから平面図、写真とか件数等も全部、一度ちょっと示していただきたいんですが、発注範囲も含めて。よろしくお願ひします。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） ホームページで運用しているものというのが何を指しているのかがちょっと分からぬんですけども、この事業で構築したシステムをホームページで公開していることはございません。この空き家管理システムにつきましては、役場の仮想サーバー内に構築しております、ゼンリンの地図情報をベースマップとして、町が保有する航空写真をレイヤー上に表示することが可能な仕様となっております。また、汎用型のG I Sソフトに空き家管理機能をアドオンしたアプリケーションを搭載させております。

空き家の情報につきましては、令和5年度に行います空き家調査の結果をこれから入力していくこととしております。今後、調査結果から、所有者情報の特定や所有者アンケートによる活用意向、さらには活用に当たっての平面図作成や写真を撮影し、そういうものを添付できる仕様となっております。

○議長（佐戸仁志君） 3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） すみません、勘違いしていましたね。今現在、伊根町のホームページの中でも空き家登録、空き家バンクのものが出ていて、それに位置情報も出ているので、そのことかなと思つて勘違いしていました。すみません。

○議長（佐戸仁志君） ほかに。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 付属書の23ページ、防犯カメラ維持管理について伺います。

令和4年度には、伊根トンネルの事故が2件も連続しました。防犯カメラのデータの活用等も行われたと思うんですが、警察などに提供したのかどうか。それから、ちなみに令和4年度の提供は何回ぐらいありましたか。それと、その結果等は分かったのかどうなのか、伊根町のほうに知らせあったかどうかというのも含めてお聞きします。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） ただいまご質問いただきました防犯カメラの情報の提供の件でございます。

伊根町と宮津警察署の間で、平成28年6月に伊根町防犯カメラの設置及び運用に関する協定を締結しております。この中で、防犯カメラの諸元に関する技術的な助言をいただいたり、その設置の結果得られた情報を、宮津警察署長が事件や事故、犯罪捜査のために特に必要と認めたときには提供するという協定でございます。

これまでも、宮津警察署が必要ですので提供してくださいと言わされておりましたときには全て提供させていただいておりまして、令和4年度におきましては合計で4回行っております。ただ、事故なのか事件なのかどうなのかという点については、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 付属書42ページ、放課後児童健全育成事業についてお伺いいたします。

まずもって、ホームページの修正、早速ご対応いただきまして、ありがとうございました。定数がこれで条例、例規と一致することになりましたが、児童1人当たり1.65m²は確保されているというふうに説明いただきましたが、あまりにも手狭ではないかということを今回質問したいなというふうに思います。

今現在の利用者数、非常に増えている状況では、設置場所の移転や学年による分散、そういったことも検討する時期に来ているのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 濱野議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、児童クラブの事務室と作法室を合わせて計71m²で、議員が言われるとおり、1人当たりの専用区画面積、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画というものが1.65m²で、除すると現在の定員42名という数字を算出しております。ただ、議員が言われるように71m²には、事務所の机だとかロッカー、それから書棚だとか、そういうものが置いてありますと、純粋に専用区画面積が確保できているか不明なところがあります。

児童が発する大声や騒音等で、指定管理者である商工会業務に支障を生じさせている現状がありまして、商工会からも頻繁に注意を受けているところでございます。児童クラブの運営場所の在り方も検討する時期に来ておりますことは承知しておりますので、今後、指導員不足の面からも非常に重大な課題もありますので、定員の見直しやら、運営面や施設面など様々な角度から検討を行つていきたいなというふうに考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。4番、向井議員。

○4番（向井久仁子君） 42ページの子育て支援共通事務費の子ども・子育て会議の開催の中で、今後の子育て支援施策充実のための貴重な意見とありますが、その出された意見等をお聞かせください。

また、次年度の予算にどのように展開・反映していくのか、計画の予定ができていましたらお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 子育て支援共通事務費の子ども・子育て会議ですが、計画期間を

令和2年度から6年度までとした第2期伊根町子ども・子育て支援事業計画に基づくもので、この9月の決算認定が終わりましてから、決算付附属書などを資料として、当初予算の要求・編成までに会議を行います。計画の進捗管理、次期計画策定に向け、あらかじめ意見を聞いたり、出された意見が有効、効果的と判断でき、すぐにでも実施可能、予算化できるものなら、次年度からでも対応したいと考え、会議を行うものです。

委員は保育所保護者会代表、小学校PTA代表、放課後児童クラブ指導員、社会福祉協議会などで構成し、令和4年度は11月に開催しました。貴重な意見としましては、もともと伊根町出身の委員さんからは、小中学生の仕事・文化体験活動ということで、中学生の職場体験、小学生の頃のフキ摘み体験、本庄地区での稻作体験、定置網体験といった今でも行っていることや、社会福祉協議会からは、子育て支援として保育所との意見交換、募金の一環としてサンタクロース訪問のほか、学校施設の開放など、昔の体験から今の授業の意見交換が主な内容でした。

次年度の展開についてですが、会議をこの11月頃の開催を予定していますので、令和6年度の予算に反映できるものがあればと考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 付属書の66ページ、観光費の誘客対策事業ですが、ゴールデンウイークの渋滞緩和策として、伊根小学校のグラウンド、福祉センター駐車場の臨時駐車場というのは大変有効なことかなと思うんですが、ゴールデンウイークの飛び石連休があった場合、学校を開きながら駐車場も開設という日もあったのかなというふうに思うんですけども、そうなるとちょっと、あまりよくないのかなというふうに考えています。

この点について、教育委員会としてはどういうふうに考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 大谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

前年度、令和4年度の学校授業日での臨時駐車場とした日は結果的にはありませんでした。令和5年度に入りまして、今年度に入りまして、ゴールデンウイークの5月1日につきましては、学校の授業日と臨時駐車場が同じ日になったということがありました。ただし今年度は、前校長が昨年度時点では、町立小学校及び中学校施設の開放に関する規則に基づきまして承認していたこともありまして、先ほど言いました5月1日月曜日に、学校授業日に臨時駐車場としてグラウンドを開放したところでございます。

グラウンドの3分の2を臨時駐車場としましたが、児童への安全を配慮し、警備員を企画観光課のほうからもグラウンドに配置していただきました。学校では児童に対して、その日のみグラウンドに極力出ないような指導もさせていただき、安全確保に努めたものでございます。

次年度以降につきましても十分に、そういう今年の経験を踏まえて、本当に学校の授業日に臨時駐車場として活用するのがいいのかという辺も十分に検討していくみたいというふうに思います。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 付属書70ページ、駐車場管理運営費についてお伺いいたします。

バイクにつきましては協力金扱いですが、何台ぐらい利用しているのか、把握のほうはされているのかいう点と、あと、バイク自体も近年大型化しており、1台のスペースが必要となっております。自家用車同様の扱いとすることで、指定区画外への駐車等、マナー改善にもつながるものと考えますが、今後の予定についてお伺いします。

また、七面山駐車場においては、遊船や海上タクシーの乗船場所ともなっておりまして、釣り客とのトラブルも絶えない状況であります。町が管理している以上、船舶を含めた使用規制が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、私のほうから、バイクの入場の件についてお答えをさせていただきます。

バイクにつきましては、美化協力金ということで、駐車料金とは別に納付いただいているものでございまして、募金箱方式での徴収ということで、バイクの利用台数については把握しております

ん。バイクにつきましては、駐車場開設当時はゲートのほうから入場させておりましたが、小型のバイクだとループコイルに反応しないため、入場ができないこともありますし、そういう場合には、入口周辺に駐車をされたり、そもそも入場しようとせず、道路上でエンジンをかけたまま休憩をしたり写真を撮ったりするということで、近隣の住民の方々からも苦情がありまして、現在のような対応としたところでございます。

駐車場の車室外への駐車のマナーにつきましては、根本的な対応には苦慮しておりますが、バイクの対策につきましては、現状何かできるということがございませんので、機器更新の際に対策が必要かと考えているところでございます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） あと、濱野議員のほうからご質問がありました七面山漁港施設でございますが、そちらの遊船、シータクシーの使用についてのほうでご回答いたします。

七面山につきましては、漁港区域の水域、あとは漁港区域の岸壁、あと護岸といったところが七面山の施設を形成したものとなっておりますが、遊船やシータクシーが停泊するようなことにつきましては、これは一般使用の範囲と、水産庁に問合せも行いましたが、そういった回答をもらっています。この辺のすみ分けをどうするかというのは、漁業者懇談会でも問題視されて、話に上がつております。対応を検討する方向で現在、法令や条例でどういった規制がかけられるのか。今の場合子一般使用、使用のほうになりますので、専用のような町長特任の許可というものではなく、一定の規制をかけてすみ分けをする、そういう対応が必要ではないかと思っております。

今後、どこまでの規制がかけられるのかを十分調査したあと、漁業者だとか地域との話し合いを基に、すみ分けが可能か模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 法的な難しい問題があることは重々承知しておりますが、海上タクシーも非常に増えてきており、地域経済にとってはありがたいことではありますが、あそこにずっと並んで客を呼び込みするというのもいかがなものかというふうに思いますので、整理のほうをお願いしたいというふうに思います。

また、新型コロナウイルス感染拡大以降、テークアウトニーズ等によりまして、自動車での食品調理・提供を行う移動店舗、いわゆるキッチンカーの需要が拡大しております。当町でも週末、七面山駐車場等でキッチンカーを見受けする機会が増えてまいりました。条例制定時にはここまで普及しておりませんでしたが、現在の行商、募金、これらに類する行為、1人1日1,000円は格安ではないかというふうに考えております。

他市町村のほうでは、5,000円、1万円、曜日によって取っているところもありますので、平日と土日と金額を分ける等、このあたりについて、金額の見直しの必要な時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 観光施設の使用料につきましては、舟屋の里公園、浦島公園、伊根浦公園など、町内の全観光施設が統一した額としております。議員おっしゃるように、施設の設置当時は、どちらかいえば使ってほしいという考え方の下、金額設定となっているものだと思いますが、現在は使わせてほしいという需要のほうが多くなっているという現状かと思っております。

この使用料につきましては、指定管理者のほうからも見直しを求める意見をいたしているところでございまして、担当課としても何らかの対策は必要かと思っているところでございます。

令和6年度から、舟屋の里公園の指定管理も利用料金制に移行しますので、駐車場を除く全観光施設が指定管理者の裁量を多く働かせることができる利用料金制の施設となりますので、その点も考慮し、使用料の上限を条例で定め、施設ごとのニーズに応じ、指定管理者の裁量で詳細を決めるような料金体系をつくってはどうかなと考えているところでございます。

○議長（佐戸仁志君） 3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 付属書の66ページ、観光総務費について伺います。

集落支援員の方を2名雇用というふうに伺っておりましたが、人員不足においては、とてもよい

制度だというふうに私は思っております。

集落支援員は地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材を委嘱し、集落の状況把握、集落点検等を実施し、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施する取組として書かれております。集落や地域の問題を現在、行政とのつなぎ役として、どのような内容で、現在の集落支援員の方々は行っているのでしょうか。また、どのような効果があったか教えてください。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 観光協会に派遣しております集落支援員2名のうち、まず1名につきましては、増加する観光客によって起きる地域への課題の対応といたしまして、渋滞緩和対策、水上ボート等の迷惑航行の対応、また、釣り人による迷惑行為への対応を担当していただきました。

どのような効果があったかとのことですけれども、渋滞緩和対策等につきましては、支援員を配置することによって即座に渋滞がなくなるとか迷惑行為がなくなるという、目に見える効果がすぐ出るものではないと考えております。地元から苦情などを受ける窓口となって、まずは話を聞くというところで、クッションとしての役割が大きいかと思っているところでございます。そのため、地域の実情に詳しい町内の方を雇用させていただいております。

もう一名につきましては、インバウンド対応として雇用しております、旅行会社勤務という元職の経験を生かし、アフターコロナにおける特にインバウンドの受け入れの対応をしていただいておりました。英語が話せるということでございますので、窓口、電話での対応、英語で送信されてくるメールなどの対応を行っていただいておりました。英語対応が可能な人材というところで、増加するインバウンド対応に力を発揮していただいております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 63ページ、種苗放流事業補助金についてお伺いいたします。

日本全国におきまして、磯焼け対策が大変深刻な状況であります。アワビ、サザエの種苗放流をしておりますが、効果のほうは出ているんでしょうか。また、種苗放流と併せて、磯焼け対策もセットですべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） まず種苗放流による効果でございますが、こちらにつきましては、漁協への水揚げ量で見ますと、アワビのほうが近年、1t程度の水揚げで横ばい状況でございます。サザエは例年、20t程度で横ばいをしておりましたが、2年度と3年度は10t程度に減少が見られております。これには漁業者による相対取引だと、あとは密漁被害量、そういう数字は把握できていないため、あくまで漁協への水揚げ量で見た場合の数値でございます。

それ以外で、効果をどう求めていくかなんですが、それ以外での数字的手段というのはございません。このような継続的な事業の場合、例えば事業廃止をした場合、どれぐらいの落ち込みがあるかとか、そういうものは見られるかもしれません、その後の回復を図る観点から、そういう調査方法はできませんので、なかなかそういう効果検証は難しいと考えております。このため、継続して一定の水揚げがあることが、効果としての判断基準になろうかと考えております。

もう一つ、磯焼けの話につきましては、こちらのほうでも把握しております、伊根湾など、ガンガゼと言われるウニが多く発生しているとも聞きます。京都府でも今年度、伊根町では泊地区のほうから、ほかにも舞鶴市から磯焼けの声を聞いておりまして、状況確認を進めると、調査を行うというふうに聞いております。確認方法につきましては、現在、藻のほうが生育が少ないことで、春先の生育が活発な時期に調査する予定というふうに伺っております。

現在のところ、磯焼け対策に係る、即時支援可能な補助事業というものが府下でもありません。種苗放流に磯焼け対策をセットするにしたとしても、今現在では、事業者である漁業者や水視組合の皆さんに種苗放流の事業採択要件にウニの一定駆除をつける、そういう関係者負担のみとなってしまいますので、なかなか難しいかなと考えております。

ただ、国の水産の多面的機能発揮対策補助金というものがございまして、こちらが活用可能と考えております。しかし、こちらについては、地域協議会の発足であるとか、あとは国の交付単価、1ha当たりの単価が33万6,000円に決められており、流動はしますけれども、そういうた

ルール、また、モニタリング調査を実施しなければならないなど要件がありますので、このため、まず京都府の調査結果を踏まえ、こういった補助事業の協議を進めていきたいと考えております。

また、補助事業の協議に当たりましては、特定受益者である水視組合などの労力や金銭的な負担も考えられますので、その点も含め、受益者の皆さんのお意見を聞きながら検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 55ページの清掃費です。清掃総務費の中で、資源ごみ回収を毎年行っておりますが、空き瓶、ペットボトルですね、今年も小学校、中学校のPTAの方が回られたときに、瓶やらペットボトルが残ったりしておったんですが、これを回収されなくなった要因はなぜでしょうか、教えてください。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 瓶、ペットボトルの集団回収の取扱いですが、集団回収はPTAなどの各団体が行っておられますので、正確な理由は町として把握しておりません。ただ、近年、業者の引取り価格が低迷しているということや、場合によっては瓶を回収しても引き取ってもらえない、といったケースがあって、換金がしづらくなってきたということが挙げられるかと思います。

また、町の集団回収報奨金のほうも、缶、瓶、ペットボトルは報奨金の対象から外しておりますので、労力に見合う収入が得られないということで敬遠をされるのと、また回収するとなると、それなりに作業が大変になりますので、そういったところが要因ではないかと考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 決算付属書で61ページ、6款農林水産業費です。有害鳥獣対策事業で、イノシシ捕獲頭数が29頭、鹿の捕獲頭数が120頭と、鹿の捕獲頭数が増加しているように思えますが、鹿が増えていることから、今後、鹿捕獲を強化していくなんならんと考えますが、何か対策を考えておられますか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 鹿の捕獲につきましては、現在、本年度なんですけれども、京都府の所管課と調整し、京都府から借用しています大型おりが、これ猿おりなんですけれども、ございますが、これをちょっと試行的に、伊根町鳥獣被害対策実施隊のほうで設置してみようかということで計画をしております。また、鹿のほうの巻狩等は、猟友会さんのほうもあまり経験がないことで、そういった研修会などもしたらどうかということで、その辺も検討を進めております。

6月定例会におきましても、一般質問でご回答もいたしましたとおり、猟友会と協力しながら新たな捕獲手段の検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 関連質問ですけれども、ワイヤーメッシュ電気柵の貸与もあろうかと思うんですが。近隣でいいますと京丹後市なんかだと、2m近い高いものをもともと使っているんですけども、伊根町の場合はちょっと低いようにも思うんですが、最近はすごく鹿が出てきて、とにかく電気柵をしても鹿が入って、ソバなんかほとんど、今現在、河来見のほうも全部食べられていますけれども、いまだに低いメッシュを導入するという何か理由があるのですか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 柵につきましては、基本的に各地域に、前年度にどんな柵がついたかという調査を行わせてもらって、その地域に合った柵を翌年度予算化して購入・配布という形でさせてもらっています。よく柵を高くしたいとかいう相談も受けております。

今現在主流なのが、イノシシ対策用の柵という形でつけられておりますが、近年、確かに鹿が増加しておりますので、おじろ柵みたいな上に電柵をプラスアルファでつけるとか、そういった費用効果の増加を図るような場合でもこの事業を活用できますので、そういったもので地域の皆さんには周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に、一般会計歳出の8款土木費から14款予備費までを対象として質疑を行います。質疑はありませんか。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 決算付属書72ページ、8款土木費です。道路除雪事業であります、近年、雪が少なくなっているように感じますが、地域や場所によっては10cmを超えるような積雪がある地域もあります。除雪業者に連絡系統はしっかりと行われているのでしょうか。また、除雪作業で、上手に除雪ができていない家の前に除雪された雪が残っている等の苦情等はないでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） まず、連絡系統のほうの話になるんですけれども、毎年、伊根町は除雪計画を定めておりまして、除雪期間の開始前に事業者へ説明を行っております。その際、除雪計画には緊急連絡網などを作成しまして、事業者の緊急連絡先など、こちらを宿直や日直の方も含めて周知をしております。また、気象予報により長時間の降雪が見込まれるような場合というのは、10cmを超える前にでも出動するように、そういうたった指導も行っておるところでございます。

それでも、ごく一部のところで積雪が生じた、そういう場合には、除雪事業者だとかオペレーターで判断や確認ができない場合というのもまれにございます。その場合は、地域から役場への通報により緊急出動ということで、除雪出動の指示を行っている状況でございます。

このように事業者と連絡系統は確保しておりますが、除雪作業中のオペレーター自身が事業の主体の方であったりする場合がございます。そういうたったとき、作業で結構騒音が出ておりまして、連絡を取りたいんですけども携帯がつながらないような場合もありますが、基本的には、その場合でも現地に行くなりして、連絡を取るというような対応をしておる状況でございます。

もう一点、苦情についてでございます。苦情についてはいろいろとございます。家の前に、先ほど言わわれたとおり、雪の塊が残っておるなどの苦情もございます。特に大雪のときに苦情が多くなる傾向にあるのかなと、経験として感じておるところでございます。

伊根町の除雪につきましては、タイヤドーザーによる排土板を使いまして除雪作業をする、これが一般的なんですが、この場合、路肩に雪が残るというのは致し方がないことなんです。排土板による除雪といいますのは、車道部の除雪と路肩への排雪、これで除雪を行うという形になるので、どうしても雪の塊が残るということが出てくる。

ほかにも狭い集落ですと、バケットという形でバケツのようなタイプのもの、これを使用して、これも排土板と同じような使い方をするんですが、それに比べバケツの場合は、すくい上げて路外への搬出、そういうことができる事が可能なんですが、その分、作業効率が落ちると。バケットの使用につきましては、路線ごとに狭い地域では、排土板と付け替えて除雪をしてもらつておるような事業者もある状況でございます。

雪の塊ができるだけ民地、特に住宅側に置かないようにするという排雪のコントロールは、オペレーターの腕もかなり影響しております、また、ゆっくり丁寧にした場合はうまくいくんですけども、そうなると今度、全線開通が遅れると。全線開通を早めると、どうしても路肩排雪が荒くなる、こういったふうになることも事実でございます。

苦情なんですが、道路を使用する運転者、歩行者、先ほどの除雪道路に隣接する居住者、この立場によって、苦情や要請なども異なっておるといった状況でございます。苦情の内容に応じまして、受忍していただく場合、オペレーターに対応を指示する場合など様々なんですが、除雪事業者が実際行うことができる業務の範囲を十分にこちらも理解して、苦情内容を十分に踏まえまして、苦情を申し出た方への適切な説明や協力要請、また苦情対応が必要な場合には、事業者やオペレーターへの指示、現地対応等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 付属書71ページ、法定外公共物管理事業についてお伺いいたします。

予算額200万円に対して、令和3年度は3件61万8,000円、そして、令和4年度は2件55万3,000円という、町への要望件数の割合に使用が少ない状況と昨今の資材価格の高騰を

踏まえ、地元負担がネックになってきているのではないかと考えます。補助額及び内容の見直しも検討すべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 法定外公共物につきましては、こちら、いわゆる里道・水路でございますが、もともと国の財産でございました。また、これらの保全に係る費用については、国からの支援もございませんでした。

平成18年から町への移管が行われ、その後、町管理となるわけなんですが、そのときから原材料支給として、また、地元作業が困難な場合もございますので、請負工事費の2分の1の補助を行うことにより、維持管理費を町が補助している状況でございます。

近年は請負工事が主流となっておりまして、補助額の上限見直し等もあるんですが、議員のおっしゃるとおり、それよりも補助率、今で地元負担2分の1、こちらが大きなネックとなっておるのかと考えています。地域のほうでも、その辺はやはり、なかなか地元負担額が大きくて実施が難しいという話を聞いております。

当然、単に負担率を下げるということもあるんですが、そうなると当然、町の財源の問題もございます。また、個別に補助額を見直す、検討するというよりも、道という関連性も考えて、他の農道の補助だとか、そういった補助事業との均衡や、そのほかの補助事業の全体的な見直しを含め、検討を進める必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） 決算付属書73ページです。町営住宅管理事業の修繕料306万7,000円は、各団地の退去に伴う修繕と、ほとんどが給湯器の修繕であります。

今後、老朽化していきます町営住宅の修繕料は、さらに増加すると推測しております。令和5年度も同額の予算計上ありますが、修繕料につきまして、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 本件の修繕料といいますのは、老朽化も含めるんですが、故障による設備修繕だとか、その他入居者の負担とならない修繕の必要がある費用、これに要する修繕ということになっております。

近年、給湯器の故障が見られますが、給湯器類は今回も多いんですが、10年、15年目等で、結構故障が出ている状況でございます。そのほかに、修繕料といいますのは、長期入居者の退去に伴うリフレッシュ修繕なども、この修繕費から支払っております。短期の入居者の修繕に比べまして、一定入居期間を超えた場合は、畳、ふすまの日焼けだとかに伴う表替え、それ以外にも壁紙張り替えとか、そういった修繕が必要となっており、長期入居者の退去者数が増えれば修繕料がかさんでいくような状況となっております。

今後の修繕料の見通しなんですけれども、どちらかといいますと、老朽化に伴う大規模修繕、こちらのほうが大きいと考えております、例えば屋根や外壁修繕になります。こちらにつきましては、住宅長寿命化計画による中長期的な大規模修繕の計画を策定中でございまして、これに基づいて計画的な修繕を行っていく予定でございます。こちらにつきましては、更新工事としまして、工事請負費で計上していく予定でございます。

計画の策定後には、定例会等でも報告する予定でございますが、修繕して長寿命化を図るもの、土砂災害警戒区域などで今後の継続が不可能で用途廃止を考えるべきもの、また更新していくべきもの、そういったものを住宅ごとに分けて、修繕費を抑制し、施設の整理を行っていくような計画となっております。

議員のおっしゃる修繕料の今後の見通しでございますが、大規模修繕につきましては、今後そういうストックマネジメントで計画していくたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 関連です。今の住宅費で、平田団地で給湯器修繕が13万7,670円、日出団地5件で40万9,810円、本庄宇治団地6件で22万5,566円のようにあります、

これ単価にはばらつきがあるように思うんですが、修繕内容が異なるわけでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 上辻議員のおっしゃるとおり、修繕内容が異なりまして、あくまで給湯器修繕と書いたのは、平田団地で一番大きかった小規模修繕を例に挙げて、ほか何件という形で別工事等になっておる場合もございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 74ページ、住宅使用料の収納状況についてお伺いいたします。

今年度、収納率が100%から98.32%と下がっておりますが、これについて、要因と今後の対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 個人情報もございますので、滞納詳細は詳しく申せませんが、延納手続を行ったことが要因となっております。

今後の対策につきましては、ほかの今までの債権の手続と同様、債権回収手続に準じた処理を行っていく予定でございます。具体的な手續でいいますと、督促・催告、必要であれば分納処理、裁判所への支払い督促など、債権保全の措置になっております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 完納に向けてご努力いただきたいというふうに思います。

71ページ、町道管理事業についてお伺いいたします。

町道の草刈りの労力については、大変、町民の皆さんに感謝しているところであります。

筒川地区では、既に実施困難路線も出てきているというふうにお伺いしています。高齢化と、草刈りの時期はどうしても7月とか6月の暑い時期であります。今後予想される気温上昇を鑑みると、実施困難路線が増えるんではないかと安易に推測しております。

随時、単価については見直しいただいておりますが、業者委託に比べると安価なのは事実であります。島根県浜田市では、報償金の額につきましては、作業距離に応じて市が定めた単価、1m20円、そして、4月1日現在で高齢化率70%以上の町内についてはこの単価に10円加算するなど、様々な手立てが自治体で実施されてきております。

当町において、この報償費の金額が業者委託された場合と比較して、労力に見合ったものかどうか、そして、今後どのように考えていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 伊根町では道路作業への報償費としまして、毎年定める一般作業員賃金を基に時間と人数を乗じて、諸経費率プラス10%を付加して算定をして、そこに係数なんですが2.5割、4分の1に補正させていただいている状況です。このため、報償費が一般作業員の賃金と比較して見ても、労力と見合っているとは言い難い状況でございます。

報償費は作業いただいた時間で算定をしておりまして、伊根町では作業面積や延長などで算定しているものではありません。こちらにつきましては、鎌などで作業される方、また溝の土砂撤去、こういったものも報償の対象としておりますので、なかなか出しづらいということから、時間当たりで算出することとしております。

また、実績報告などについても、業務のような作業量、作業延長の提示等を求めているものでは当然ございません。あくまで集落の共助、協同活動により行っていただくことに対する報償という形で位置づけております。

報償費は労務報酬ではなく、あくまで謝礼金としての支払いございます。各地域、この報償額でやれる範囲で行ってもらっておりますが、高齢化により作業が難しくなった地域はございまして、その際は申出いただきまして、そういう路線は町の管理により草刈り等を実施しておる状況となっております。

地域作業を労働報酬にもし切り替えた場合、業務委託で算定する草刈りの直接工事費が1m²当たり63円程度でございます、直接工事費で。この単価は、1日8時間1人が、ハンドガイドを使わ

ない、ただの草刈り機ですね、こちらのほうで2. 25 km作業した場合の単価です。ハンドガイドを使えば、さらに効率が上がりますんで、施行量は増えます。計算上、少なくとも参加者1人当たり1時間で1mの幅の草刈りを300m行ってくださいというような計算になってきます。

議員のおっしゃるとおり、高齢者の多い地域もある中で、作業報酬に切り替えて、そこまでの作業量や成果を求めるつもりというのは今のところなく、できる範囲で行っていただいて、その数量を出してもらってお礼して支払うと。今後も方針は変えず、労務報酬ではなくお礼として、これからも支払っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、決算付属書の83ページの児童生徒の健康管理費について、3点質問いたします。

一つは、学校薬剤師さんについてですけれども、学校薬剤師は、学校の薬品管理や衛生管理、薬物乱用防止などの教育活動を行い、学校の環境を快適に保ち、子供の健康を守るために配置をされています。今、学校に配置されていますけれども、学校薬剤師は月に何回学校に来ているのでしょうか。

それと、近年では社会問題になっている薬物乱用やドーピングなどに関する薬教育を行うことも、学校薬剤師の仕事として期待されていますが、伊根町では児童生徒への薬教育なども取り組まれているんでしょうか。

それと、子供を取り巻く社会の変化に対応した関わりが求められてきていますが、薬剤師の先生には研修会や講習会などへの参加をしてもらっているのでしょうか。

次に、健康診断等の実施状況について伺います。

内科検診は今、小中学校とともに上半身裸で実施されているとお聞きしました。上半身裸で行うというメリットとしては、肌の変色とかアトピーなどの発疹の疾患、虐待や外傷の有無、心音異常、それから一番大事なのが、脊柱側弯症の有無をチェックすることです。

ただ、思春期の女子に対して、男性医師が下着を外して健診をするというのは、受けるほうにとっては、心理的に大分負担な子もいるんじゃないかなと思います。京都府医師会の2019年の調査では、京都市を除く公立の小中学校259校のうち、男女ともに上半身裸で健診を行っているのは、小学校で71%、中学校で32%でした。

府内の学校でも、上半身裸でない健診を行っている学校もあるので、そこでやり方を参考にするなど、女子生徒に心理的負担がかからないように工夫することも考えもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、眼科検診ですけれども、今、タブレットを使用しての授業が増える中で、視力の低下など指摘される児童生徒が増えているという、そういうことはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） それでは、山根議員さんのご質問に、5つばかりかなと思いますので、お答えをさせていただこうというふうに思っております。

まず、1つ目の学校の薬剤師は学校に何回来ているのかということですけれども、薬剤師は照度及び照明検査、7月と3月に年2回来ていただいております。それから、二酸化炭素の検査としまして、1月頃に年1回、計3回来ていただいているという状況でございます。1校当たり報酬は15万4,000円の3校、46万2,000円の支出となります。

2点目の薬物教育の取組状況ですけれども、令和4年度では、伊根小の5・6年生では6月27日に石野学校医から薬物乱用防止についてということで、本庄小では4年生を対象に7月6日に、井野学校薬剤師から薬について薬物教育を受けていただいております。それから、伊根中学校につきましては、全学年を対象に7月11日、薬物乱用防止について教室を開催させていただきました。

山根議員の3つ目の質問です。教職員、それから薬剤師の研修はどうかという点でございますけれども、京都府教育委員会が主催します薬物乱用防止教室講習会に、養護教諭をメインとして毎年参加させていただいております。京都府健康福祉部薬務課からの講話、それから京都府警察本部刑

事課からの講演、また、国立精神神経医療研修センター薬物依存研究部職員からの講演などに参加をさせていただいております。ちょっと薬剤師についての研修は確認が取れませんので、ご了解いただきたいというふうに思っております。

それから、健康診断の実施状況についてでございます。下着を外しての健診に女子生徒がどう感じているか把握しているかということ、それから、女子生徒に心理的な負担がかからないような工夫はあるかといったところかと思いますが、学校医としましては、石野ドクター、学校医としましては、文部科学省の省令改正により、学校保健安全法に基づき、平成28年4月1日から学校定期健診に運動器検診の項目が加わり、骨格の異常、背骨の曲がり具合などはどうか等の異常を早期に見つけるため、上半身裸による健診を行っているとのことでございます。児童生徒は、心では拒否反応は訴えておりますが、養護教諭等のフォローもあり、学校医の健診方法に従っているという状況でございます。

学校として、生徒たちの気持ちに少しでも寄り添うために、男女別に実施したり、バスタオルの用意、健診場所を他児童生徒の目につかないように工夫を行っております。この健診方法については、保健だよりで保護者にも周知しているところでございます。

最後に、タブレットで視力低下が起きていないのかといったところでございます。調査を行っておりませんので、正直な数字は分かっておりません。自宅でのゲームだったり、それからスマートの長時間利用による視力の低下は、可能性があるのかなというふうに認識しておる程度でございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。4番、向井議員。

○4番（向井久仁子君） 88ページの学校管理費について、校務支援システムの運用について、小中学校両方でお伺いします。

全国的に教職員の負担が増えていると伺っていますが、ここ伊根町においても同じだと聞いています。このシステム導入により、働き方改革がどのように教職員の負担軽減につながっているのか、また、今後の負担軽減の展開の計画などがありましたら、お聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 向井議員のご質問についてお答えをしたいと思います。

現在、校務支援システムにつきましては、教職員の働き方改革の一環としまして導入した京都府共同利用型校務支援システムが令和3年度から本格的に運用を開始したため、その経費について、今回計上させていただいているところでございます。

校務支援システムについては、各種帳票ができ、生徒児童の出席簿、それから通知表の作成、成績一覧表、指導要録、その抄本作成が可能など、教職員の事務軽減に役立つものと思っております。今後も、こういった校務支援システムを教職員に使っていただきながら、また不備だとか、いろんな要望等を京都府のほうに上げていきたいなというふうに考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） 決算付属書の90ページです。伝建物修理・修景事業補助金についてお伺いします。

令和4年度につきましては、修理9件と事故繰越1件ということでございます。

一部の住民の方からお声を聞くんですが、町並みがきれいになるというのは非常によいことだと私は思っております。ただ、きれいになり過ぎてきたかなというような声もお聞きしますが、このことから、この事業の補助金によって修理・修景されました累計件数というのが分かれば教えてください。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） それでは、長谷川議員のご質問にお答えしたいと思います。

伝建補助金の累計件数ですけれども、令和4年度末までで、伝建物を対象とした修理は156件、それから、伝建物以外を対象とした修景が20件、計176件でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

それでは、休憩したいと思います。再開は、11時5分から再開したいと思います。

休憩 10時48分

再開 11時04分

○議長（佐戸仁志君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

次に、特別会計の国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） すみません、決算付属書の保健指導なんですけれども、糖尿病性腎症重症化予防事業とあるんですけれども、これは、これまで糖尿病成人症重症化予防事業というのがあったんですけれども、この事業名が変更になったということでしょうか。

それともう一つ、ハイリスク者対策というのが令和4年度から新たな取組で行われていますが、ハイリスク対象者が16人ということで、これは血糖が高値であるという145人の約1割強だというふうに捉えます。重症化予防は重要ですけれども、実施率というのが25%になっていますが、この評価といいのはどのように捉えたらいいのでしょうか。初年度だし、これぐらい仕方がないというのか、25%というのは、ほかの自治体と比べてもよくできたほうだと評価するのか、どういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

それと、スマートフォンを使った指導をしておられますが、これは今後に生かせそうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 糖尿病性腎症重症化予防事業ですが、令和3年度の決算付属書が文字の誤変換であり、大変申し訳ありませんでした。事業名が変更になったわけではなく、令和4年度の決算付属書が正しい文字の記載になります。大変申し訳ありませんでした。

ハイリスク者対策ですが、これは医療機関に通院している患者を対象に、糖尿病性腎症の病期の進行をその症状によって区分した期間になるのですが、悪化するリスクが高い者を対象にし、対象者数16人に対し実施者数4人で25%というものです。

この決算の状況は、あくまでも国民健康保険特別会計事業勘定ですので、国民健康保険の方に限った数値で、国民健康保険データベースシステムに国民健康保険の被保険者のレセプトデータが取り込まれ、そのデータに基づく数値であります。その少し上に記載の血糖高値の145人が分母になるものではありません。

この糖尿病性腎症重症化予防事業は、京都府が主体となり、各市町村に実施を促しているもので、医療機関との連携が難しく、実施できていない市町村もあるように聞いております。また、人口が多い市町でも実施人数が1名から数名のようで、伊根町の25%は高い数値ではないものの、府内の他の団体と比較するものではありませんが、16人のうち4人が実施されたというものであります。

最後、スマートフォンの関連ですが、スマートフォンを使った指導は、身長、体重を入力した上で、歩数計の機能であったり食事情報を入力することで、適切な保健指導をスマホ上で受けることができるというものです。感染症の流行で対面での指導が難しい状況や、役場、保健センターの開庁時間に来られない方も活用できると考えております。

今後、これからも毎年あります健診の案内であったり、結果を返すときなどに周知したく考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 国保財政調整基金について伺います。付属書の5ページです。

ここ近年、国保が広域連合になってからだと思うのですが、財調の取崩しが零円となっているというふうに思っております。考え方として、納付金を出しているので、必要な経費については支援をしてもらえるから、取崩しをする必要がないのかなというふうに理解してよろしいのかどうか、ちょっとそこらをお伺いしたいのと、もしそうであるならば、今後、財調を取り崩す可能性というものがあるのかないのか、取り崩すとしたら何が考えられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 財政調整基金につきましては、平成30年の国保、京都府統一後、取崩しのほうは、平成30年度が1,200万円の取崩しと令和元年度が190万円の取崩し、令

和2年度には110万円の取崩しを行っておるところでございます。令和3年、令和4年につきましては、基金の積立のほうができるておりますが、これについては、過去3か年の医療費を基に納付金が決定をされるため、コロナ禍で受診控えがあったということもあって、ここ2年ほどは、思った以上に入りのほうが多く、出のほうが少なくなったという状況がございます。

したがいまして、今後、受診控えがなくなった段階においては、同じように医療費がまたかさんでまいりますので、たまたまここ2年間は財政調整基金を取り崩さずに済んだんすけれども、今後はまた取崩しが発生するという状況が想定されております。ですので、今後も保険料に一部、基金を取り崩して充当していくことは、今後も続けていく予定でございますので、保険料の抑制に今後も財政調整基金の取崩しをやっていけるように、国保運営協議会などで協議を進めていきたいと考えております。

○議長（佐戸仁志君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、次に、国民健康保険特別会計の伊根診療所勘定及び本庄診療所勘定の各歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に、簡易水道特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 130ページの配水量の状況分析の中で、有収率について伺いたいと思います。

令和4年度は92.3%ということで、毎年毎年下がっていっておるのかなというふうに思っております。有収率の全国平均が89.9%ということらしいので、これに比べて優秀な、優秀というか、よい成績であるのかなとは思いますが、伊根町の場合、消防水利として水を多く使うとか、そういうことがないと思うので、この有収率の低下というのは漏水、それから冬の水道管の破裂、そういうことで減っているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 今回の有収率、昨年に比較しまして3.1ポイント減となりました。こちらの減少の理由につきましては、ある程度予測をしておりまして、今回の場合は配水管本管の漏水が想定されております。今年度、夜間調査も検討しておりますが、夜間、水が動いていないときに、どの辺りで漏水しているか確認して、修繕をして減らしていきたいと思っております。

有収率につきましては、確かに議員のおっしゃるとおり、漏水だとか宅内での漏水も含めて、有収水量から除外されておりますので、今後、有収率の見方としましては、どれだけ漏水なく配った水がちゃんと料金に反映されておるか、それが今現在で92%という状況なんだということで、運営の健全性等を見る指標としてもご利用いただけるかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

次に、財産区特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定並びに介護サービス事業勘定を対象として質疑を行います。質疑はありませんか。

ないようですので、次に、訪問介護事業特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

最後に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を対象として質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

ないようですので、以上で令和4年度歳入歳出決算の全ての会計の質疑は終わりましたが、この際、全ての会計を通して、何か質疑がありましたら、これを受けることとします。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 決算付属書の7ページになります。歳入の中の財産収入です。

建物の売払い収入340万円は、本庄地区の建物との説明がありました。この売買が成立する前に、附属する町の財産を勝手に一職員が処分をしたというふうに聞いておりますが、そのような事

実があったのか。また、町長の許可なしにそういうことができるのか。また、そういった処分をなされたときに懲罰等々がなかったかどうかも含めて、答弁をお願いします。

○議長（佐戸仁志君） 中川会計管理者。

○会計管理者（中川雅貴君） それでは、松山議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃられる売買時に勝手に処分された町の財産というものは、売却しました企業センターの敷地内に置かれていた木材のことであろうかと思います。この木材につきましては、以前企業センターに住まわれていました方がご自身で敷地内に持ち込まれたものであり、退去される際に、地元の住民の方に利用してほしいという意向で置いていかれたものと聞いております。

したがいまして、これは町の財産には該当しないものでございましたが、今回の土地建物の売却に当たりまして、購入者と地元の住民の方にご活用いただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑はないようですが、一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算について、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

これで議案第65号 令和4年度伊根町歳入歳出決算の質疑を終わります。

◎ 散 会

○議長（佐戸仁志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

本日で全ての決算質疑が終了しましたので、9月21日に予定をしておりました本会議は休会とし、最終日22日は午前9時30分から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

なお、初めに一般質問から行います。お疲れさまでした。

散会 11時21分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議會議長

署名議員

署名議員